

議案第一五号

特別会計一時借入金について

昭和三十五年年度特別会計（国民健康保険簡易水道 観光施設事業）歳出予算内の支出に充当するための次の通り一時借入することができる

記

一 借入金額

特別会計 三朝町国民健康保険

百万円以内

特別会計 三朝町簡易水道

参百万円以内

特別会計 三朝町観光施設事業

貳百万円以内

一 借入先

大蔵省 郵政省 山陰合同銀行 共済相互銀行 鳥取銀行

鳥取県国民健康保険団体連合会

鳥取県町村振興思想組合 町内農業協同組合

一 借入利率 日率三厘五厘以内

昭和三十五年三月十一日提出

三朝町長坂出雅己

昭和三十五年三月十八日議決

三朝町議會議長加藤幸太郎



原案可決